

平成二十一年三月二十七日受領  
答弁 第一二三六号

内閣衆質一七一第二三六号

平成二十一年三月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月当時の在ソ連日本国大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九八〇年三月当時の在ソ連日本国大使館における大使館員の行動に係る

内規等に関する再質問に対する答弁書

一について

一般に、外務省における内規に関する書類は、他の様々な文書と同様に、事案に応じて作成又は取得してから三十年を上限として保管される。

二について

お尋ねについては、御指摘の時期から既に相当の年月が経過しており、外務省において保管している文書からは確認できず、お答えすることは困難である。

三、四及び九から十一までについて

情報収集活動を含む大使館員の館外での活動の在り方等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

五から八までについて

お尋ねについては、御指摘の者に確認を行った。